短期入所生活介護重要事項説明書 - 別表 -

6. 利用料及びその他の費用の額

(1) 料金表

① 短期入所生活介護サービス基本料金

74M7 (7) = 71 = 7 + 71 = 7 = 7 = 7 = 7 = 7 = 7 = 7 = 7 = 7												
	1日あたりの自己負担額				1日あたりの自己負担額				1日あたりの自己負担額			
介護度	(1割負担の場合)				(2割負担の場合)				(3割負担の場合)			
	従来型個室		多床室		従来型個室		多床室		従来型個室		多床室	
要介護1	596	円	596	円	1,192	円	1,192	円	1,788	円	1,788	円
要介護 2	665	円	665	円	1,330	円	1,330	円	1,995	円	1,995	円
要介護3	737	円	737	円	1,474	円	1,474	円	2,211	円	2,211	円
要介護4	806	円	806	円	1,612	円	1,612	円	2,418	円	2,418	円
要介護 5	874	円	874	円	1,748	円	1,748	円	2,622	円	2,622	円

(2) 加算料金

2	送迎費片道	184	円	/回			
3	生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100	円	/月			
4	生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200	円	/月			
(5)	機能訓練体制加算	12	円	/日			
6	看護体制加算 (I)	4	円	/日			
7	看護体制加算(Ⅱ)	8	円	/日			
8	医療連携強化加算	58	円	/日			
9	夜勤体制加算 (I)	13	円	/日			
10	緊急短期入所受入加算	90	円	/日			
11)	療養食加算	8	円	/食			
12	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22	円	/日			
13)	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18	円	/日			
<u>(14)</u>	サ−ビス提供体制強化加算(Ⅲ)	6	円	/日			
<u>(15)</u>	介護職員等処遇改善加算丨	介護報酬総単位数に対して加算率は1000分の83					
16)	介護職員等処遇改善加算Ⅱ	介護報酬総単位数に対して加算率は1000分の60					
17)	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	介護報酬総単位数に対して加算率は1000分の27					
18)	介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	介護報酬	l総単	位数に対して加算率は1000分の23			

19	食費		464	円	/食	(R3年7月まで)
		朝食	482	円		(R3年8月より)
		昼食	482	円		
		夕食	481	円		
20	滞在費	従来型個室	1,171	円	/日	
		多床室	855	Н	/⊟	

- ② その他 レクリエーション等にかかる費用等は自己負担となります。
- * 厚生労働省の定める期間において上記料金のうち①について、所定単位数の1,000分の1,001に相当する単位数を算定します。
- * サービス費の負担割合は市町村から発行される利用者負担割合を称する書面に基づきます。
- * 上記料金のうち①から®の自己負担額については、1日または1回あたりの介護保険報酬単位数に厚生労働大臣が定める地域区分の適用地域に該当する地域単位数を乗じ算定するためご利用回数等により変動がございます。
- * 地域単位数は10.33です。